

＜相馬市結婚新生活支援事業＞の提出書類と対象経費の一覧

1 提出書類

※市役所で発行する証明書等は、**発行から1ヶ月以内のものが有効**です。
ただし、相馬市への**転入前の市町村で所得証明書を取得する場合**については、**3ヶ月以内のものが有効**です。

区分	チェック	項 目	書類取得場所
全員提出	☐	▼助成金交付申請書（様式第1号）	相馬市 こども家庭課
	☐	▼夫婦の住民票（例_住民票謄本1通：世帯全員の住民票）	相馬市 市民課
	☐	▼婚姻届受理証明書又は戸籍謄本1通	本籍のある市町村
	☐	▼夫婦の所得がわかる書類（直近の所得証明書、収入がない方は無職無収入申立書兼誓約書） ・申請月がR7年4月～R7年5月の場合は、R6年度所得証明書（R5年の所得） ・申請月がR7年6月～R8年3月の場合は、R7年度所得証明書（R6年の所得）	1.1時点に住民票のあった市町村 【例：R7年度証明書の場合は、R7.1.1時点の市町村】
	☐	▼（市税の滞納がない）完納証明書：夫婦それぞれ1通	相馬市 税務課
該当部分のみ提出	☐	1【住宅取得の場合】 ・売買契約書又は請負契約書の写し ・引き渡し証明書等 ・領収書の写し ※金融機関へのローン払いは、ローン契約に基づくものに限る。物件（建物）の購入費に相当する費用のみ対象となる。	—
	☐	2【住宅リフォームの場合】 ・工事請負契約書又は請書の写し ・領収書の写し ※夫婦のいずれかの名義でリフォーム工事を契約し、 夫婦のいずれかが費用を支払っていることが必要 であり、 自らリフォームを行った場合にかかった費用等は対象とならない。 ※金融機関へのローン払いは、ローン契約に基づくものに限る。住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に相当する費用のみ対象となる。	—
	☐	3【住宅賃貸の場合】 ※婚姻前から同様している場合は、賃貸借契約書に夫婦の氏名が記載されている場合のみ下記の「支払対象期間」からの費用が対象となる。 ※婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、同居開始後に生じた賃借費用が対象となる。 ※婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが補助対象となる。ただし、婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限る。	—
	☐	・賃貸借契約書の写し、重要事項説明書の写し など	—
	☐	・初期費用の領収書の写し（対象経費の【敷金・礼金・共益費・仲介手数料】が確認できる領収書）	—
	☐	・家賃の領収書の写し（対象経費の【家賃（住宅手当の金額を差し引く）・共益費・仲介手数料】が確認できる領収書）	—
	☐	・住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）（様式第2号） ※勤務先の給与担当部局より証明書を記入していただく必要があります。	相馬市 こども家庭課 →勤務先の証明
	☐	4【引越しの場合】 ・引越し費用に係る領収書の写し（支払日・支払方法・領収印が確認できる領収書） ※婚姻日より前に行った引越費用は、婚姻に伴う引越費用で下記の「支払対象期間」であれば対象となる。	—
	☐	5【貸与型奨学金の返済を行っている場合】 ・貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類（奨学金返還証明書など）	—
	☐	6【そのほか必要と認める書類】 ・そのほか上記書類以外に必要な書類	—

2 支払対象期間、対象経費と対象外経費内訳

婚姻を機に要した費用のうち以下のもの

支払対象期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
対象経費	▼新規の住宅取得費 ▼新たに住宅を賃借する際に要した費用 ・家賃 ・敷金 ・礼金（保証金などこれに類する費用を含む。） ・共益費 ・仲介手数料	▼新規の住宅リフォーム費 ▼引越し費用 ・引越し業者への支払い ・運送業者への支払い ※支払いに係る実費に限る。
対象外経費	▽駐車場代 ▽光熱水費 ▽物件の清掃代 ▽勤務先等からの住宅手当 ▽地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象等の家賃補助部分 ▽倉庫、車庫の工事費用 ▽エアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用 ▽不用品の処分費用、自らレンタカーを借りて引越した場合や友人、知人等に頼んで引越した場合の費用	